

小川道大著

## 『帝国後のインド』

——近世的発展のなかの植民地化』

村上 衛

中国史から見るとインドは地形的に疎隔され、直接の政治的接触が少なくどころか、気候帯が違うこともあって、「一七世紀の危機」のような気候変動にともなう変動期にも運動することはなく、縁の遠い存在である。こうした中印の疎隔という状況に大きな変化が生まれるのが一八世紀後半、イギリス東インド会社によってアヘンの中国への輸出と、それにもなう中国からの銀の流出である。このように中印の運動が始まり、双方ともに大きな歴史の転換期を迎えていた時、インドの社会・経済にいかなる変化が生じていたのか。本書は近世後期（一七〇七—一八五七）を対象に、そうしたマクロの変動をミクロな視点から説明する大著である。早速内容を紹介してみたい。

インド史において、「一八世紀」をいかに評価するかは、研究史上の大きな課題であった。このいわゆる「一八世紀問題」を強く意識しつつ、著者は序章「一八世紀問題」とインド史上の近世」の冒頭で、本書のねらいは「インドの植民地化をインド近世の社会経済変化の中に位置づけ、前植民地期と植民地期のインド

社会を連続的に考察することを目指すものである」とする。そこで本書は、多くの史資料が残されたマラーター同盟の本拠地であったインド西部に注目、近世後期の国家と在地社会の双方にとって重要であった地稅制度を中心に諸変化を考察する。

ここでいう在地社会であるが、近世期のインドでは村落またはその集合である郡を舞台とした在地共同体が存在し、生産物分配の仕組みが確立していた。農民が生産した穀物は、村内または郡内で財やサービスを提供する広義の職人に分配されるという分業体制がなりたち、その穀物再分配を担ったのが村役人や郡役人といわれる在地の世襲役人であった。在地共同体内での職務と、穀物の再分配を受ける権利などの職務に付随する諸権利は総体として扱われ、世襲・売買・譲渡が可能であり、この総体はワタンやミーラースと呼ばれた。このような状況では、国家と在地社会を結びつける中間層が重要となり、在地社会の長であるザミンダーやポートフォリオ資本家がそれにあたるが、彼らとともに地稅の徴収という役割を担っていた。

インドの地稅制度をみると、一八世紀までの地方政權下の徴稅システムは、報酬として武官に地稅の徴稅權を讓渡するジャーギール制を継承しつつも、徴稅請負によりポートフォリオ資本家と手を結び、効率的かつ安定的に地稅を徴収する制度であり、在地社会ではザミンダーなどの在地の長の助けが不可欠であった。

一方、植民地支配下の徴稅システムはベンガル管区の永代ザミンダーリー制とマドラス・ボンベイ管区のライヤット（農民）を地稅納入責任者として政府と農民が直接的に地稅を取り決め、ザミンダールなどの中間層を排除するライヤットワリー制、北西

州の大小のザミンダールと政府が地税を取り決めるマールグザーリー制、数村―数十村を徴税単位とするマハールワリー制に分けられる。

本書はボンベイ管区でも早くライヤットワリー制が導入されたプネー県インダプール郡を扱うが、具体的な課題としては、インダプール郡では、いかにしてライヤットワリー制導入が可能となったのかを説明すること（課題Ⅰ）、インダプール郡へのライヤットワリー制導入後に、ボンベイ管区で同制度がいかに拡大適用されたかを説明すること（課題Ⅱ）が呈示される。

そこで第Ⅰ部「前植民地期インド西部の農村社会」では、一八世紀後半のマラーター支配下におけるインダプール郡の統治制度と改革、社会経済構造を考察する。まず、第一章「ムガル帝国後継国家の成立―マラーター同盟の版図拡大と挫折―」ではマラーター同盟がインド最大の勢力になった過程が示される。その過程では、マラーター勢力はムガルを凌駕しつつもムガル皇帝がインドの長であり、マラーター勢力内では宰相が統治権を行使したが、国王職を廢することはなかったように、マラーター宰相政府がムガル皇帝とマラーター国王の両者に対して統治権の名目と実質の二面性を巧みに利用し、インドの覇権を手に入れたとする。

第二章「マラーター同盟の地方支配―政府の統治と在地の自治の拮抗―」では、インダプール郡の支配体制を取り上げる。マラーターの行政構造は州・郡・村の三段階から成り、州の行政は中央から派遣された州の長官、村は世襲の在地役人である村長、郡は中央政府が派遣した郡役人（カマヴィスタール）と世襲の在地役人の郷主・郷主代官が共同で行政を担ったため、郡が地方支

配の要となった。徴税に関しては、カマヴィスタールは宰相政府から徴税を請け負う徴税役人であったのに対して、郷主は徴税役人であると同時に、有力者として納税するという二面性を持った。司法面では、カマヴィスタールは郡の政府役人として刑事・民事事件に様々な形で関与して司法手数料を徴収し、郷主は民事事件で在地の長として在地の自決機関で主体的な役割を担った。軍事面ではカマヴィスタールと郷主の各々の警備兵により郡単位での軍事業務が遂行された。カマヴィスタールは徴税請負の残額と毎年の給与を、郷主は地税と諸手当、付加徴収を収入とした。このように、カマヴィスタールと郷主は徴税業務、司法業務、軍事業務、社会的慣行にともなう業務で協力・競合関係にあり、郷主は積極的に郡行政に関与していた。

第三章「マラーター同盟の軍事改革―インダプール郡での軍馬育成―」は、マラーター同盟宰相政府の軍事改革がインダプール郡に与えた影響を取り上げる。内憂外患の中でのプネー防衛の必要性からインダプール郡では一七七〇年代にジャーギール村が増大した。ジャーギール保有者は単なる軍事責任者ではなく政府の代理人の役割になった。ジャーギール村でもカマヴィスタールが行政を担ったが、諸所の場面で武官が参与した。そこで、カマヴィスタールや郷主・郷主代官ならぶ中間層としてジャーギール保有者である武官の集団が台頭した。

第四章「インド農村社会の姿―徴税記録に注目して―」は、未公開の税帳簿などに多く記載された特定の集団をとりあげて一八世紀後半インド農村社会をとらえる。当時の農村は、農民とバルテー職人（村抱えの職人）から形成されていた。ワタン保有者は

農村社会の正規メンバーとされたが、農村の全構成員がワタンを有していたわけではなかった。店舗営業はワタンの授受関係から自由であり、油屋や織工の店舗営業から農村の商業化が推し進められていた。また、農地開発は農民ワタンを有さない職商集団の農業兼業によって進められた。さらに外来のグジャール(グジャールトからの外来商人)は商業・金融業・農業を兼業し、地方政府を財政的に支援、徴税作業を監督し、地方財政・徴税財政に直接関わる存在になっていたが、彼らの職務・権益もワタン化しなかった。

第Ⅱ部「インド西部の社会経済変化と植民地化」は、イギリス東インド会社の介入に端を発する一連の変化によってインド西部にもたらされた行政制度・社会経済の変容を説明し、植民地支配下における新地税制度導入の直接的原因を見出すものである。そこで第五章「イギリス東インド会社の進出とマラーター同盟との対立」は、一七世紀からのイギリス東インド会社のインド進出から一八世紀末のマラーター同盟介入までを概観する。英領インドを構成する管区のなかで、ボンベイ管区は他の管区と比較して内陸への進出が遅れたが、一七九六年のバージラーオ二世の宰相就任にともなうマラーター同盟内の内紛にイギリス東インド会社が介入し、第二次アングロ・マラーター戦争(一八〇三〜一八〇五年)が勃発した。その介入の際に結ばれたパッセイン条約(一八〇二年)によってマラーター同盟宰相政府は英領インドの藩王国となり、プネーにはイギリス東インド会社軍が駐屯することに  
なり、インダプール郡の地政学的位置づけは大きく変化した。

第六章「植民地化前後の在地社会の混乱と変化」はこうした変

動のインダプール郡への影響を取り扱う。中央の政治的変動と一八〇二〜一八〇三年の災害の影響によって一八〇七年以降ジャール村は激減し、一方で政府村は激増、郡行政におけるカマヴィスダールの重要性は増大したが、郷主の没落が進んだ。この状況下で、一八一〇年代になると、中間層の有した権力が中央官僚サダーシヴ・マンケーシユワルに集中するようになった。そして第三次アングロ・マラーター戦争(一八一七〜一八一八)によってジャール村は崩壊した。一八一七年にはサダーシヴ・マンケーシユワルも死去しており、インダプール郡において中間層、すなわちカマヴィスダール、郷主、ジャール保有者の武官が衰退し、有力中間層の不在という状況が生み出された。

第七章「在地流通ネットワークの存続―通関税記録による地方経済の分析―」は通関税の記録から、当該期の地方経済・流通を分析する。通関税は郡内にある三〇の関所で、現地の商業・流通の慣習に通じた世襲の通関税徴収人が徴収した。関所で徴収された通関税は主要関所に送金され、主要関所の事務費を差し引いて通関税請負人に送金された。通関税請負人は請負契約にしたがってカマヴィスダールに請負額の税収を送金しており、宰相政府は請負額の税収を得た。関所では流通に関わる村民徴収、行商人税、司法手数料、査問料、両替手数料、運送請負人税などの諸税も徴収された。こうした通関税は宰相政府にとって地方財政上は重要でなかったが、在地経済・流通の情報入手手段かつ在地経済・流通に干渉する手段となっていた。さらに通関税収入を使用してインフラ整備、在地の世襲役人・宗教施設への支払が行われ、これによって在地社会の域を越える流通や通関税に対して、在地社会

の承認をとっていた。

こうした記録からみる商業活動であるが、郡機構と対応する機構をもったネットワークと行政機構・行政域と対応関係のないネットワークの二つの流通ネットワークでインダプール郡は他地域とつながり、商人は郡の領域ではなく流通ネットワークの領域に従い活動していた。

第三部「新地稅制度の導入と植民地政策の浸透」では一九世紀の植民地政策とその展開を検討する。第八章「植民地初期の行政再編—ボンベイ管区体制の成立とジャーギール制のゆくえ—」は新体制下でのジャーギール制のあり方を論じる。一八一八年に宰相政府が滅亡すると、その直轄領は英領に編入された。英領インドでは県の下に郡が置かれ、行政村の上位の地域区分となった。県行政はイギリス人行政官の收税官と司法官が執行し、收税官が徴税、財務、農民・農村問題を、司法官が警察、刑事裁判を担当した。郡行政は收税官補佐が担当し、インド人郡役人が補佐し、村落行政は現地の村役人が担当した。英領直轄地ではジャーギール制は廃止され、既存の軍事ジャーギールは収公が決定したのに対し、藩王国となったジャーギールでは、ジャーギールの所領構造が国家組織として存続した。

第九章「ボンベイ管区における新地稅制度の導入と展開」ではライヤットワリー制の導入過程を分析する。ライヤットワリー制は、中間層を排除して政府と農民が直接的に地稅を取り決める制度で、地稅納入者となった農民に土地の排他的所有權を付与するものであった。これは農地を農民ワタン、共同体における複雑な授受關係から引き離し、長期的には土地を物産化した。こ

のライヤットワリー制導入の背景には、当時のイギリスにおける功利主義の興隆があった。ボンベイ管区のライヤットワリー制は現地との適合性を重視し、中間層不在のインダプール郡で開始され、綿花地帯、旧宰相政府領中央域に拡大したが、中間層が存在する地域では抵抗のために遅れることになった。また、嫡子のいない藩王が死亡した場合に藩王国を併合する失権ドクトリン適用によってライヤットワリー制が拡大したが、インド大反乱以降は失権ドクトリンが放棄される一方で、藩王国がライヤットワリー制を政策として導入することで同制度の適用地域が拡大した。

終章「インドからみる植民地化—近世の長期変動の中で—」では課題Ⅰに対しては、インダプール郡は宰相政府が置かれたブネー最寄りの肥沃な地帯であり、マラーター国王が同郡の郡主である地勢的特殊性があり、広く展開していたジャーギール制が宰相政府滅亡時に崩壊したことと、災害とサダーシヴ・マンケーシユワルへの権力集中および彼の死による中間層権力の不在がライヤットワリー制導入に繋がったとする。課題Ⅱについては、①英領直轄地と②藩王国・ライヤットワリー制の適用除外地に分けられ、①では宰相政府の旧支配領域に沿ってライヤットワリー制は拡大、近世的支配圏の中で同制度が展開したとする。②では失権ドクトリンと郷主代官の既得權益を調査したイナム調査委員会の活動で①直轄地に併合する動きがみられたが、インド大反乱で見直しがなされ、ライヤットワリー制は徐々に浸透したとする。

以上を受けて、最後に「一八世紀問題」を考察し、内因性と外

因性を明確に区分して論じることは不可能であるとする。また、植民地化による前時代との継続と断絶を二項対立的に論じることには困難であり、前時代からの継続状況と断絶状況は一つの政策をめぐっても共存していたとする。そして今後の課題として、植民地化と村落共同体の関係、特にライヤットワリー制による土地所有権設定の原則が村落共同体に与えた影響を挙げる。

本書は手書きの現地語一次史料を駆使することによって、植民地側の記録からはみえてこなかった中間層の存在とその弱体化によるライヤットワリー制の導入の過程を明らかにし、近世から近代への移行期を連続的に把握することを可能にした。これは、インドの在来社会をより動的に理解することにつながるから、本書は、イギリス植民地政府と静的な村落共同体の関係から描かれてきたインド植民地化の研究に大きな転換をせまるものである。

また、共同体内における職商集団の農業兼業から、農民と職人の分業像にも大きな疑問を投げかけた。以上の点を含め、より明示的に先行研究を挙げつつ、本書の大きな貢献を強調してもよかつたように思われる。

評者は中国近代史を専攻しており、もとより本書の内容についてインド史の文脈から評価する能力はない。したがって、以下ではあくまでも中国史の立場から、本書が示すインドの状況との比較から考えてみたことを述べてみたい。

まず、中印に残る史料の違いである。本書を一読して感じるのは、ミクロな分析を可能とする詳細な現地語史料、特に手書きのマラーティー語の行政文書の充実である。その中でも通関税の詳細な記録がとられたことについては、通関税徴収が「政府の活動

を円滑に進めるために在地経済・流通に干渉する手段であった」として（本書二七一頁）が、その点で中国との違いは際立つ。さらに、政府が特定の人物または団体に税徴収権を与えた土地であるイナム地に関する証書が保存され、土地所有を示す資料として現在も裁判で使用されている（本書四二六頁）点も興味深い。

中華人民共和国成立まで、中国においては社会の末端を掌握するような行政文書史料はない。その背景には、清朝は中央財政の規模が小さく、決められた額の税を徴収すればいいので、末端の生産や流通の量や金額を把握して徴税する必要がなく、また仲介者などに徴税を請け負わせていたことがある。政府は基本的に在地の経済や流通に干渉しようとせず、干渉することがあつたとしても、仲介者を介した。一九世紀後半以降に、釐金などの内地流通税の課税が始まり、各所に関所（釐卡）が設置されたことは、政府が流通を把握して文書を残す、ひいては後に中国経済史家が内地流通を把握する絶好のチャンスであった。しかし、徴税請負体制は変わらず、関所においては様々な手数料が恣意的に徴収されていたから、実際の徴税額が報告されるはずもなく、流通の把握は進まず、詳細な記録が作成されることもなかった。そして、清代の地方衙門檔案の裁判関係文書も、下からの訴えを、一定の枠の中ですくい上げていっているものであり、在地経済を上から把握しようとしたインドの地方政府とは逆の方向の文書の生成のあり方である。こういった姿勢の中国の地方政府が残した檔案類から社会・経済の実態に近づくことの難しさを改めて感じさせられる。

また、土地に関して、中国においては、土地は人々相互の関係の中で所有を確認されるものであり、国家は土地を管理するどこ



ろか、民間の契約に任せていたから、中華人民共和国期に土地が国有化されなかったとしても、現在の裁判に使用可能な文書は残らない。

これは、インドと中国の政治・社会構造の違いを反映しており、それは「中間層」のあり方の違いにもつながる。本書が示すインドの中間層はカマヴィスタール、郷主・郷主代官、武官である。いずれも政府によって地方統治の役割を明確に与えられ、本書で扱われる地域では、植民地化以前に事実上排除されていた点が注目される。清朝治下の中国の場合は、政府から派遣される正規の役人は平均で人口一〇〇〇三〇万人に達する県レベルで数人であるから、それだけでは行政を担うことはできず、役所には半官半民の事務員である胥吏や下働きをする胥吏が存在するが、彼らが地方統治を行ったわけではない。政府と地域社会をつなぐものとして、インドの「中間層」に近い存在としては郷紳や有力商人が考えられるが、彼らは「役人」ではなく、地方政府から徴税などの業務を請け負ったにすぎない。しかも、科挙や商業面での競争の激しさから、彼らの地位は安定しなかった。地域社会においてはこうした郷紳や有力商人を中心とする団体として宗族や会館・公所があり、こうした団体からとりこぼされた人々を結集させる会党（秘密結社）もある。しかしながら、こうした集団も長期的に結集力を維持することは難しかった。そのうえ、インドと異なり中国の場合は概して持続的で強固な村落共同体が存在しない。故郷を離れて移住することも多く、職業の選択も自由であったから、流動性は非常に高い。したがって、末端へのアクセスのためには、「中間層」だけではなく、より零細な無数の仲介者が必要となっ

た。そして仲介者が多数はさまることで社会は一層重層的になり、政府が末端にアクセスすること、ひいては彼らの排除も困難になった。この点、インド社会の流動性や重層性と政府による末端の把握の程度が植民地化によって変化したのかどうかは一層気になるところである。

本書のテーマである、近世から近代への移行は近代アジア史研究においては主要なテーマであり、例えば「アジア交易圏論」においては、連続・断絶の議論が行われてきた。中国についても一九世紀に大きな危機に直面したことから、人口増大にもなう移民による開発の限界と摩擦の増大といった内因と貿易の拡大にもなう銀の流出入という外因のリンクが議論されてきた。研究史上のこうした共通する論点を比較するのも比較史の前提として重要であろう。

近世から近代における同時代性という点では、一九世紀中葉において中印いずれも大きな動乱は発生したが、その過程と結果は大きく異なった。本書が示すインド大反乱は、ライヤットワリー制によって排除されつつあった中間層の反乱であり、鎮圧によって植民地化は完成へと向かう一方、中間層との妥協（本書三九五～三九六頁）がなされた。一方、中国の反乱はインドでは中間層にあたるような郷紳ら地域のエリート層に対抗する非エリート層が引き起こし、エリート層は反乱鎮圧と秩序回復に成功しているから、反乱の原因と結果は全く異なり、中印の「ずれ」を見て取ることができる。

もっとも、長期的にみれば、ライヤットワリー制の導入は、中国における土地改革に匹敵する変化であろう。中間層の排除を

考えても、イギリスのインド支配の衝撃は、中国における共産党支配とそれにもなう地域のエリート層や仲介者の排除に匹敵する。その視点で見れば、近代移行期のずれに着目するだけではなく、より幅をもたせた同時代性を考えることもできる。時代が下るにつれて共時性を重視しがちな時代区分の考え方も再考する必要があるだろう。

以上のように、本書を通じて、インドのあり方から中国の特質をあらためて考えることになり、比較史研究の面白さを再確認することができた。近年、グローバルヒストリーが提唱されてきたが、比較史研究が十分進展しているとはいえない。また、自戒をこめていえば、中国を対象とした比較史は、日中比較史か東アジア内の比較に片寄っていたといえよう。しかし、中国と日本は極めて対照的であることが多く、中国・日本の特質を位置づけるためには、日中だけではなく、インドをはじめとする他の視点を入れることで、より立体的に比較することができるよう思われる。そのためには政治・社会構造、歴史的経緯や環境といった基礎的な部分の相違点を把握した上で丁寧な比較をすることがいっそう重要になってきている。

最後に中国史研究者としての最低限の責務を果たすとすると、本書ではスキナーモデルは商品が下位から上位へと移動する階層的な市場モデルととらえられているが(二九九頁)、スキナーモデルにおける市場の重層性は商品の移動が一方向であることを示しているわけではなく、双方向的なものであり、その点ではインダール郡の流通と異ならない。

以上、中国史研究者の関心に基づき書き進めてきたが、素人ゆ

えに、誤解などがあれば、ご容赦いただければと思う。以後の著者の研究の一層の進展を期待したい。

① 寺田浩明『中国法制史』東京大学出版会、二〇一八年、四五―五八頁。

② アジア交易圏論における連続と断絶の議論については古田和子「アジア交易圏論とアジア研究」衛藤藩吉先生古稀記念論文集編集委員会編『衛藤藩吉先生古稀記念論文集』二〇世紀アジアの国際関係 IV 国際システムの理論と実態』原書房、一九九五年、九一―九六頁(同『上海ネットワークと近代東アジア』東京大学出版会、二〇〇〇年所収)、参照。

③ G. William Skinner, "Cities and the Hierarchy of Local Systems," in G. William Skinner ed. *The City in Late Imperial China*. Stanford: Stanford University Press, 1977, pp. 275-351.

(A5版 viii+四三八頁 名古屋大学出版会)

二〇一九年二月 六八〇〇円+税)

(京都大学人文科学研究所准教授)